

選挙運動について

1. 選挙運動が出来る期間
投票有無の告示の日より投票締切日の前日までとする。
2. 選挙運動が出来ない人
 - (1) 選挙地区において選挙権のない者
 - (2) 選挙管理委員
3. 可能な行為
 - (1) 立候補者本人
 - 1) 通常の葉書による、又は封書を用いないビラによる文書図画の配布
 - 2) 電子メールによる文書図画の送信。ただし、送信先は選挙運動用として電子メール送信を自ら求めて通知した者に限るものとし、送信する電子メールには送信者の電子メールアドレスを記載すること。
 - 3) ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、ウェブサイト等とする）での文書図画の掲示。ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。その際、掲載した当人の電子メールアドレスを記載すること。
 - 4) 演説会等の集会。
 - (2) 選挙となる地区の正会員
 - 1) ウェブサイト等での文書図画の掲示。ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。その際、掲載した当人の電子メールアドレスを記載すること。
 - 2) 演説会等の集会における応援弁士。
 - 3) 電話（ファクシミリを含まない）
 - (3) 全ての人で禁止される行為
 - 1) 飲食物を含む金品の提供を行うこと。
 - 2) 正会員の自宅及び職場等の戸別訪問を行うこと。
 - 3) 文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。
4. 選挙運動違反等への対応
 - (1) 選挙運動違反または倫理的に問題があるものについては、選挙管理委員長の名のもとで注意、是正勧告、選挙権及び被選挙権の取り消し、当選の取り消しが行われることがあります。
 - (2) 選挙権及び被選挙権の取り消しとするのは、立候補者がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合で、取り消しの期間は1年間です。
 - (3) 当選の取り消しとするのは、当選人がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場で、当選の取り消しがあった場合には、当該当選人の人数に応じ得票数の多い順で繰り上げ当選となります。
 - (4) 規定に反する及び倫理的な問題に該当すると判断され、選挙管理委員会の調査対象となる者については、弁明の機会が保障されます。
 - (5) 処罰の結果については、選挙管理委員長名で公表されます。

以上